

団体名： 一般社団法人 日本自閉症協会  
代表者名： 会 長 山崎 晃資  
担当者氏名：事務局長 北山 輝幸  
連絡先：03-3545-3380

## 平成 28 年度予算要望事項・文部科学省関係

### I 予算要望

1. 平成 24 年 12 月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」及び平成 26 年 3 月に国立特別支援教育総合研究所が公表した補足調査によると、校内委員会やコーディネーターの強化、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の徹底、特別支援教育支援員の配置増、座席位置の配慮・コミュニケーション上の配慮・習熟度別学習の配慮・個別の課題の工夫・補習授業・宿題の工夫等の徹底、通級指導の充実等の課題が明らかとなっているため、これらの課題を解決するための方策を早急に実施すること。
2. 自閉症をはじめとする発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業を強化して、特に幼稚園・保育園等から小学校段階へ、中学校段階から高等学校段階へ、さらに大学等段階・就労支援段階における引き継ぎについて課題を整理し、早急に実施すること。
3. 児童福祉法改正により、自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒の放課後等デイサービスの利用が増えているが、放課後等デイサービス事業所と学校教育との連携が重要であるため、学校側が積極的に放課後等デイサービス事業所と連携を図るよう周知徹底すること。
4. 先の学校教育法の改正以後、通常の小・中学校及び高等学校、特別支援学校における自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒の実態やニーズ等に変化が起きているため、それらの変化に応じた教育改革が図られるように、現行の教育制度上の課題を総合的に検討する委員会を立ち上げること。
5. 学習指導要領に改訂にあたり、その準備段階において、自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒に対する各教科等における指導内容、方法等や合理的配慮事項を十分検討し、インクルーシブ教育システム構築の推進に向けて小中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に反映されるようにすること。

6. 自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒のために、障害特性を配慮した教科書及び指導書についてのさらなる研究開発を図ること。現在、使用している教科書の問題点を明らかにして、改善課題を明確化すること。
7. インクルーシブ教育の進展に対応し、通常の高等学校に在籍する自閉症をはじめとする発達障害のある生徒のキャリア教育・就労支援が進められるよう、教育・相談・支援のセンター的機能のある機関の設置及び相談・支援コーディネーター育成のためのモデル事業等により研究開発を図ること。
8. インクルーシブ教育構築のために、自閉症をはじめとする発達障害の理解、教育、支援の充実に関連して、小中学校及び高等学校の校長を含む全ての教職員に研修事業を推進すること。
9. 自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、平成 19 年 12 月に国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、及び平成 24 年 12 月の第 67 回国連総会で採択された「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議（略記）の趣旨を学校教育において周知させ、さらに積極的な啓発活動を行うこと。
10. 平成 28 年 5 月に実施する学校基本調査または付随する調査において、知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級における知的障害と自閉症、自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症と情緒障害について、それぞれ児童生徒の在籍状態等の実態を明らかにして公表すること。
11. 知的障害を伴う自閉症の児童生徒についてはその障害特性にあった教育方法が不可欠であるため、知的障害特別支援学校において自閉症のある児童生徒と自閉症のない児童生徒の学級および教育課程を分けるとともに、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級において、知的障害と自閉症とを併せもつ児童生徒の教育課程や指導方法を研究し、充実させること。
12. 強度行動障害の低減化を図るためには、学齢期における自閉症の児童生徒への適切な教育や配慮が不可欠であるため、学校現場における支援の改善・充実のために教員向けの研修を事業として展開すること。
13. 自閉症通級指導教室の児童生徒が増えているため、教室の増設、担当教員の加配をすること。

14. 特別支援学校における職業教育の開始時期について、可能な限り高等部以前の早い時期から取り組むように要望する。小学部からのキャリア教育の充実の取り組みや職場体験の機会を広げる取り組みなどを紹介することにより改善を図ること。
15. 各地の学校において、自閉症の障害特性に応じた学級編制や教育課程の実践が試みられている状況を踏まえ、制度上の改善、指導上の改善等を協議する自閉症教育報告会あるいは自閉症教育フォーラムなどを開催すること。

## II 中長期的な課題に関する要望

1. 自閉症の児童生徒が特別支援学校や特別支援学級において大きな割合を占めている状況に相応しい法制度が図られるよう、学校教育法第72条に「自閉症の人々」を位置づけ、同様に75条、80条、81条等、関係する法令においても明記すること。
2. 自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進すること。
3. 各大学の教育学部教員養成課程に「発達障害教育」科目を立て、自閉症をはじめとする発達障害についての理解を必須科目とすること。
4. 自閉症をはじめとする発達障害のある人々を正しく理解し、適切な支援を担う人材を医療・教育・福祉・労働の分野において養成し、確保すること。また、自閉症の人々にかかわる教職員等の研修等に当たっては、自閉症の療育に経験が豊富な教育機関および全国自閉症者施設協議会加盟施設の現場での実習やその人材を活用すること。
5. 自閉症の人々のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成すること。
6. 大学医学部に児童青年精神医学を講ずる講座または部門を正式に立ち上げ、自閉症をはじめとする発達障害の臨床にかかわる専門医の養成を早急に行うこと。